

医科点数表第2章第10部手術の通則の5及び6に掲げる手術
期間:令和7年1月～令和7年12月

・区分1に分類される手術

ア	頭蓋内腫瘍摘出術等	0
イ	黄斑下手術等	0
ウ	鼓室形成手術等	0
エ	肺悪性腫瘍手術等	40
オ	経皮的カテーテル心筋焼灼術	0

・区分2に分類される手術

ア	靭帯断裂形成手術等	59
イ	水頭症手術等	0
ウ	鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	0
エ	尿道形成手術等	0
オ	角膜移植術	0
カ	肝切除術等	7
キ	子宮附属器悪性腫瘍手術等	0

・区分3に分類される手術

ア	上顎骨形成術等	0
イ	上顎骨悪性腫瘍手術等	0
ウ	バセドウ甲状腺全摘(亜全摘)術(両葉)	0
エ	母指化手術等	0
オ	内反足手術等	0
カ	食道切除再建術等	0
キ	同種死体腎移植術等	0

・区分4に分類される手術の件数(歯科以外)

201

・その他の区分に分類される手術

ア	人工関節置換術	130
イ	乳児外科施設基準対象手術	0
ウ	ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術	8
エ	冠動脈、大動脈バイパス移植術(人工心肺を使用しないものを含む。)及び体外循環を要する手術	0
オ	経皮的冠動脈形成術	0
	急性心筋梗塞に対するもの	3
	不安定狭心症に対するもの	0
	その他のもの	11
	経皮的冠動脈粥腫切除術	0
	経皮的冠動脈ステント留置術	18
	急性心筋梗塞に対するもの	4
	不安定狭心症に対するもの	3
	その他のもの	20